

交通事故

事案の概要

40代 女性 主婦

相談者は、自動車を運転中、交差点の右折信号が青色になったため右折進行したところ、相手方車両が直進してきたため衝突。相談者は救急搬送され、頸椎捻挫・胸背部挫傷などの傷害を負いました。

相談者は、3ヶ月ほど通院を続けたところで、今後の進行が不安になったこと、子どもを抱え主婦としての忙しさもあり、保険会社との交渉も負担が大きかったこと等から、弁護士に相談することとなりました。

解決結果

通院期間にある程度の目処を立てて、通院を継続してもらいました。

そして、通院継続後も痛みが残っていたことから、後遺障害の認定手続きを行うことにして、自賠責保険に対して被害者請求を行いました。

その結果、**後遺障害14級を獲得**し、自賠責保険から一部の賠償金の支払いを受けた上で、最終的な示談に向けて、相手方保険会社と交渉をしました。

相談者はパートを辞めたばかりではありましたが、家事従事者として、休業損害や逸失利益の賠償も得ることができ、治療費等のほかに**320万円の賠償金を受領**することになりました。

担当弁護士からひとこと

保険会社との対応に精神的な負担を感じている方も多く、弁護士が窓口となることの重要性を痛感した事案でした。

特に、治療の打ち切りなどを言われることなく、通院を継続できたことは大きなメリットでしたし、後遺障害診断書の作成についても助言ができました。

被害者請求したことで、自賠責保険から一部賠償金が得られたことは、相談者の生活にとっても意味があり、その余の賠償金の交渉が粘り強くできることとなりました。